

第5次笛吹市行財政改革大綱（案）に対する パブリックコメントの募集について

1 目的

本市は、人口減少、少子高齢化が進行しており、この傾向は、今後も続くものと見込まれます。また、財政状況が厳しさを増す中、引き続き質の高い行政サービスを提供するとともに、新たな行政ニーズに応えるためには、行財政改革に取り組んでいく必要があります。本市では、これまで、平成29年度に策定した「第4次笛吹市行財政改革大綱」に基づき、行財政改革に取り組んできました。

このたび、令和3年度で「第4次笛吹市行財政改革大綱」の計画期間が終了となりますが、引き続き行財政改革に取り組むため、学識経験者、市内各種団体の代表者、公募市民で構成される「笛吹市行政改革推進委員会」を中心に検討を重ね「第5次笛吹市行財政改革大綱（案）」を取りまとめました。

については、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見、御要望をお伺いいたします。

2 意見募集期間

令和4年1月18日（火）～令和4年2月17日（木）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。また、上記期間において、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの時間帯に、笛吹市役所総合政策部政策課で閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、
「pubc-seisaku@city.fuefuki.lg.jp」宛にメールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入後、

FAX番号（055-262-4115）に送信してください。

(3) 郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入後、
〒406-8510 笛吹市石和町市部777 笛吹市役所総合政策部政策課行政改革担
当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入後、
笛吹市役所本館2階、総合政策部政策課行政改革担当まで提出してくださ
い。

4 御意見等の取扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理、分類した上で、これに
対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、住所、氏名等の個人に関する情報は、公開しないことはもとより、
他の目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部 政策課 行政改革担当
電話055-262-4111(内212、213)